

京都市告示第257号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業を指定しました。

平成26年8月6日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人京都ワークハウス（理事長 西村 清忠）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市上京区黒門通下長者町上る南小大門町563番地

3 事業所の名称

短期入所事業所“まある”

4 事業所の所在地

京都市上京区西堀川通柵屋町28番地1棟132号

5 指定する事業の種類

短期入所

6 指定年月日

平成26年8月1日

7 事業所番号

2610281186

（保健福祉局障害保健福祉推進室）